

便益及び費用に関する委員の御意見(概要)

1. 便益・費用の把握(調査)方法について

- 労使交渉、協約締結にどれ位のメリットがあると思うか、広く国民にアンケートを取ってはどうか。
- JR、JT、NTTおよび独法について、効果の検証が有効。
- 協約締結権のある職員割合の高い自治体と、そうでない自治体のパフォーマンスを比較してはどうか。
- 労使双方へ調査(ヒアリング)するべき。

2. 便益の示し方について

- 労使の信頼関係の醸成、労働者のモチベーションの向上など、便益は一般的に定性的なものとなる。
- 公務員の場合、便益は職員の福利厚生面の向上や最終的には行政サービスの向上になる。
- 協約締結権が付与されることで税徴収員のモチベーションが上がり、徴収率がアップすれば、そのアップした数値を便益として示すことができるかもしれない。
- 交渉を通じ、労使双方に自覚が生まれることが大きなメリット。
- 数値的ではなく、労使関係の安定化、意思疎通、組織活性化、能力向上、効率化等の面を見るべき。ものさしでズバッと測れるものではない。
- 公務の効率向上、コスト意識の徹底、行政課題への対応能力向上など、定性的な示し方しかできないのではないか。敢えて数値化しても客観性に難あり。

3. 費用の示し方について

- 制度(交渉システム)について、いくつかのパターンを想定しコストを試算することが必要。
- コストは交渉に関する人件費(人数×時間)、第三者委員会の運営コスト等で示し得る。
- 一定のコストをかけても中長期的・総合的にはベネフィットになるので、単に交渉人数や交渉回数など数量的側面のみで測るべきではない。
- 独法の場合、交渉コスト増だけに着目するのではなく、運営全体の効率化(人員削減等)も踏まえ、独法全体のコスト減を理解すべき。

4. その他

- 便益・費用の議論をする前提として、①協約締結権を付与する非現業職員の範囲、②付与による勤務条件決定プロセスの変化、③勧告制度の廃止、使用者機関の確立、交渉透明化、調停機関設置等の位置づけ、を明確にすべき。
- 基本的人権としての労働基本権をどう保障し、どういう労使関係を作るべきか、という方向性の下で便益・費用を議論すべき。
- 便益・費用を議論するためには、何のための行政か、国民は行政に何を求めているか、という点から解きほぐすことが必要。
- 交渉状況(組合数、交渉スタンス等)や、仲裁方法等の制度設計によりコストは大幅に異なる。